

右の者に対する暴力行為等処罰に関する法律違反被告事件（当裁判所昭和五〇年（あ）第二一九二号）について、昭和五一年一月二十七日当裁判所がした上告棄却の決定に対し、弁護人山崎幸夫から異議の申立があつたが、右申立には何ら具体的な理由が付されておらず、異議申立期間内に理由書の提出もないので、刑訴法四一四条、三八六条二項、三八五条二項、四二六条一項により、裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定する。

主 文

本件申立を棄却する。

昭和五一年二月二〇日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	藤	林	益	三
裁判官	下	田	武	三
裁判官	岸		盛	一
裁判官	岸	上	康	夫
裁判官	団	藤	重	光